

KS2-4 中小企業におけるリスクアセスメントの実践状況と課題

中家 隆博

関西環境科学株式会社

2016年6月に化学物質等による危険性又は有害性等の調査、「化学物質のリスクアセスメント」(以下、リスクアセスメント)の実施が義務化された。法律が施行されてからまもなく1年になるが、実際の現場では、どのような状況で進んでいるのか、今後の課題は、弊社がサポートした企業の実情を作業環境測定機関として取り組んだ内容を報告する。

弊社が企業の労働衛生サポート事業を始めたきっかけとなったのは、2012年に印刷会社で発生した胆管がんの発症災害であった。これを機に、印刷の職場で取り扱う化学物質の管理は大きく変化した。印刷業界では、胆管がんの問題以降、有機溶剤中毒予防規則等(以下、特別規則)やがん原生指針等に該当しない化学物質への移行が急激に進んだ。特別規則外と聞くと一見安全のように感じるが、実際はそうではなく特別規則で規制されている物質よりも有害性の高い物質を含んでいるものも数多く存在する。しかし実際の現場では、法律で規制されていないから安全であると間違った認識を持っている事業所も数多く存在する。これでは同じ過ちを繰り返す可能性があるため、法律で規制されている化学物質以外の物質についても使用状況やその有害性等の調査を進め、実情を事業者や作業者に伝える活動を進めていった。

その矢先に労働安全衛生法の改正(2014年6月)により、化学物質の管理のあり方が見直され、安全データシートの公布が義務付けられている640物質についてリスクアセスメントの実施が事業者の責務となることが決まった。このままでは、またリスクアセスメント対象外の物質に移行する可能性もあると考え、早々に「化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた取り組み」と題して関連企業に対し説明会を開催することを決め、正しい情報を伝えるように努めた。しかし、今までリスクアセスメントを実施していない企業へリスクアセスメントの内容を伝えることは非常に難しく苦慮した。特別規則で

規制されている物質は、作業環境測定、特殊健康診断、設備要件等が事細かく決められているため、事業主も作業環境測定機関も比較的取り組み易かった。その反面、リスクアセスメントは、目的である管理・実施すべき事項は定められているものの実施方法には幅広い選択肢が用意されている。この選択肢の多さが実際の現場では混乱を招いている大きな要因となっているのではと感じた。選択肢が多いと言うことは、事業所の規模や職種等に見合った方法を選択できるので、専門家としては大変有用であると考えていたが、現場ではそうではなかった。説明会に参加した人の多くは、法改正の趣旨や内容よりも何をどうすれば良いのか具体的に知りたいとの意見が多く、選択肢を多くしたことに取り組みやすいと考えた我々の考えとは大きくかけ離れた考え方を持っていることが分かった。指針やパンフレットで示されている主な手法、コントロールバンディングやマトリックス法等の定性的な方法と作業環境測定や個人ばく露測定の結果を用いて評価する定量的な方法の説明を行い、そのメリットとデメリットを正確に伝えた後、職場の視察を行い、現状に適した方法を提案するようにした。これらの方法を専門家の在籍していない企業で選別して実施するのは困難であるため、ある程度は我々のような専門家が道筋を立てて導く必要があると考えようになった。そこで必要となるのがそれをサポートする専門家、弊社の場合は作業環境測定士のレベルアップである。何が大切か、化学物質の知識を得てからリスクアセスメントを行うこと。闇雲に進めると単にリスクアセスメントを実施したに過ぎず、労働者の安全を判定するリスクアセスメントの効果が薄れてしまう危険性がある。事業者には、リスクアセスメントを効果的に活用することで経営資源の配分を考える材料となり、経営戦略的にもメリットがあることも説明し理解を得るように努めた。

発表では、弊社が取り組んだ化学物質のリスクアセスメントの支援活動を紹介する予定である。

略歴

中家 隆博(なかいえ たかひろ)

労働衛生検査機関で約20年間、作業環境測定と特殊健康診断(代謝産物の分析)業務に従事。

2012年6月 関西環境科学株式会社を設立。

作業環境測定を主な業務とし、企業の労働衛生部門の相談窓口として幅広い活動を行っている。化学物質のリスクアセスメントの支援や安全衛生教育、また個人ばく露測定を活用したリスク評価等、中小企業を中心に労働衛生担当者のサポート事業にも取り組んでいる。